

## 第6回病院法務セミナー開催のご案内

# 通称<医療安全調査委員会>について

医師法 21 条「異状死体の届出」をめぐり、医療の現場は混乱してきました。届出をすると福島の大野病院事件のように、刑事訴追を受けてしまい、医師や病院は萎縮診療に拍車がかかりました。患者さんとの信頼関係が崩れ、民事訴訟だけでなく、刑事事件として「逮捕」されるという事態に、医師や病院は「戸惑い」を感じています。「医療崩壊」は、結果として患者さんや国民の皆さんが被害を被る事態となりました。いわゆる<医療安全調査委員会>をめぐり議論は、医療界や国民の関心事となっています。現在の議論の進行状況やポイントを解説し、法律的に見るとどうということなのかを講演していただきます。

### 記

日 時 平成20年9月6日(土) 15:00~17:30  
会 場 株式会社 毎日コミュニケーションズ マイナビルーム A  
東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 東コア 9 階

演 題 **通称<医療安全調査委員会>について**

#### I 厚労省第三次試案に至るまでの経過について

講師：岡井 崇 氏

(昭和大学医学部教授、産婦人科医、日本産科婦人科学会理事)

#### II 第三次試案(医療安全調査委員会設置法案)を法律家からみて

講師：井上 清成 氏

(弁護士、東京大学法学部卒、「医療法務弁護士グループ」代表)

主 催 メディカルブレーン株式会社  
後 援 毎日新聞社、株式会社 毎日コミュニケーションズ  
株式会社 毎日キャリアバンク  
会 費 5,000円

#### \*申し込み方法

- ・定員200名(医療従事者限定です。申込多数の場合は先着順とさせていただきます。)
- ・同封のFAX用紙にて8月29日(金)までにお申し込み下さい。  
後日参加証を発行いたしますので、当日会場受付にお渡し下さい。会費は当日受付にてお受けいたします。

宛先：メディカルブレーン株式会社 東京支社 FAX：03-3265-0371  
東京都千代田区九段北一丁目2番13号 Tel 03-3265-7644

担当 吉澤、前田

# 第6回セミナー参加申込書

通称<医療安全調査委員会>について

医療機関名: \_\_\_\_\_

〒

住 所: \_\_\_\_\_

T E L: \_\_\_\_\_

ご芳名	ご役職

宛先: メディカルブレイン株式会社

FAX: 03-3265-0371

担当: 吉澤、前田

平成20年8月29日(金)までにFAXにてお申込み下さい。

## マスコミ対応について

弁護士 井上清成

### 1. 裏付け取材への対応

記者は、警察発表などの場合を除いて、裏付け取材をしなければならない。たとえば、患者遺族が民事医療過誤訴訟を提起したという記事を書く前に、病院に電話などで問い合わせる。その際に、「まだ訴状を読んでいないからノーコメント」などという回答をしたら、「そのままお好きな記事をどうぞ。」という承諾を与えたことになってしまう。病院としては、どのような訴訟が起こされたかをわかっている場合が大半であるから、きちんと反論（過失なし、因果関係なし、などの説明）しておけば、記者は、このコメントも記事にせざるを得ない。適切な対応を心掛けたいものである。

### 2. 記者会見への対応

記者会見を開く以上は、できる限り情報をオープンに提供せざるを得ない。中途半端な公開は、かえって逆効果になってしまいかねず、記者達から質問攻めと罵倒にあってしまう。また、専門用語で無難に通り抜けようなどと考えると、記者達をイライラさせて反感を買ってしまいかねない。とにかく簡潔にわかりやすくすることを心掛けねばならない。

### 3. 書類送検報道への対応

嫌疑不十分や情状酌量によって不起訴になる見込みの場合は、事前に警察に申し入れて説得をし、徒らに、書類送検されたという報道がされないよう努力すべきであろう。医療者が書類送検されたという報道に接した一般の人々は、それだけで有過失・有罪だと信じ込んでしまい、病院や医療者に回復できない信用失墜が生じてしまうからである。

### 4. 名誉毀損報道への対応

虚偽の事実を報道されて名誉を毀損された場合には、裁判に訴えるなどしてでも、名誉の回復を図りたいところであろう。時に、自ら取材せずに伝聞のみによって報道をする地方紙、週刊誌、テレビ局がある。自ら取材活動をしなかったマスコミに対しては、裁判所は厳しい判決を下す。報道被害を受けた病院や医師は、泣き寝入りせず、裁判に訴えてでも信用回復をすべきであると思う。